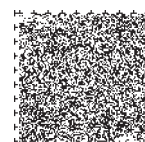


第4章

総合支援体制の充実

1 継続した指導・支援の充実

2 発達障害教育に係る理解の促進



1 継続した指導・支援の充実

現状と課題

○実態調査により、幼稚園・保育所等の就学前機関には約5.1%の発達障害と考えられる幼児が在籍していることが分かりました。

■幼稚園・保育所等における発達障害の幼児の在籍状況

幼児数 a	発達障害の幼児 の想定在籍数 b	在籍率 c = b/a
407,258人	20,770人	5.1%

※1 a欄は、公立学校統計（平成27年5月1日現在）及び保育サービス利用児童数の状況（平成27年4月現在、東京都福祉保健局実施の調査）の数

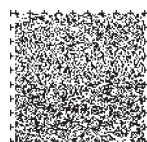
※2 b欄は、都教育委員会が平成27年度に実施した抽出調査結果による在籍率（c欄）に基づき推計

○発達障害は、早期に発見し継続的に適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や社会適応につながりやすくなることから、保護者の理解を得やすい早期発見の仕組みや、就学前から学校卒業後までの各段階において指導・支援の情報が円滑に引き継がれ、継続した指導・支援を受けられる仕組みづくりが求められます。

○都教育委員会は、これまで、就学前機関から小学校への引継ぎのため、幼稚園や保育所における指導・保育の様子などを小学校に引き継ぐ「就学支援シート^{*31}」や、学校間や学年間における指導・支援の情報を引き継ぐ「個別の教育支援計画」、学齢期と社会（進学・就労先）をつなぐための「個別移行支援計画」の活用を通して、児童・生徒一人一人に対する一貫性のある継続した指導・支援の充実に取り組んできました。

^{*31}就学支援シート

障害のある児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等に引き継いでいくもの



○こうした指導・支援の情報の引継ぎを、今後更に充実していくとともに、教育のみならず、保健・医療・福祉・労働などの様々な関係機関と相互に連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続した指導・支援を推進する必要があります。

○現在、都には発達障害の児童・生徒や保護者からの相談を受ける窓口として、教育分野での発達障害に関する相談を受ける「東京都教育相談センター」や、就学に関する相談を受ける「東京都特別支援教育推進室」があるほか、発達障害者支援法により指定された専門機関である「東京都発達障害者支援センター（TOSCA）」や区市町村が設置している「こども発達支援センター」などがあり、これら関係機関の連携についても充実させていく必要があります。

具体的な取組

(1) 早期教育支援に関する幼稚園・保育所等との連携

都教育委員会は、乳幼児期から学齢期までをつなぐ早期支援の実現のため実施したモデル事業^{*32}の成果や、東京都福祉保健局が実施する障害者施策推進区市町村包括補助事業^{*33}などを活用した先駆的な取組を行う区市町村の事例を各区市町村に周知し、幼稚園・保育所等と小学校との連携体制を更に推進します。

また、幼稚園・保育所等で行われてきた指導・支援内容等を小学校へ確実に引き継ぐため、幼稚園・保育所等が作成する「就学支援シート」等の活用を一層推進します。

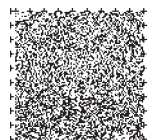
項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
早期教育支援に関する 幼稚園・保育所等との連携	モデル事業の 成果報告・ 連携の促進				

^{*32}早期支援の実現のため実施したモデル事業

モデル地区において、教育的支援を行うコーディネーターの配置や、福祉等との連携体制の整備、就学前機関と小学校の教員等の連携により、幼児期から教育的支援を行い、就学後の適切な指導・支援につなげていく事業

^{*33}障害者施策推進区市町村包括補助事業

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業。医療保健政策、地域福祉推進、高齢社会対策、子供家庭支援、障害者施策推進の五つの事業分野から構成される「福祉保健区市町村包括補助事業」の一つ



(2) 乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある継続した支援等の充実

「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」、「個別移行支援計画」に基づく学校間や関係機関との連携を一層強化するため、これまでの研究成果に基づき「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を作成し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続した指導・支援を充実します。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある継続した支援等の充実	連携強化のための検討、ガイドライン作成・配布	成果普及			

(3) 保健・医療・福祉・労働との連携体制の充実

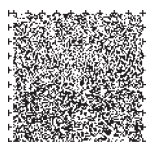
発達障害の児童・生徒への支援を図るため、教育と保健・医療・福祉・労働の関係機関が協議する場を設け、発達障害に係る相互連携の充実について検討します。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
保健・医療・福祉・労働との連携体制の充実	連携協議会の設置、相互連携				

更に検討を要する取組

(4) 発達障害教育に関する相談機能等の充実

発達障害教育に関し、小・中学校及び高校の児童・生徒やその保護者、指導・支援を行う教員を支援するため、相談機能や教育情報バンク、専門家の派遣等、発達障害教育の充実に向けた総合的な教育相談機能等の在り方について更に検討します。

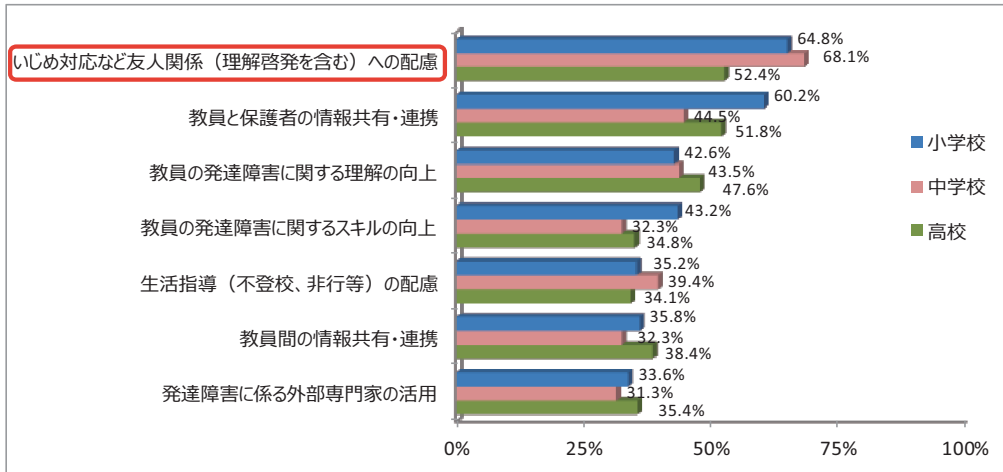


2 発達障害教育に係る理解の促進

現状と課題

- 発達障害の児童・生徒は、一人一人の学習面・生活面の困難が異なり、その特性が周囲の児童・生徒から理解されにくいいため、からかいやいじめの対象になる場合などがあり、保護者からは友人関係への配慮等の充実が必要との要望があります。

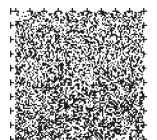
■保護者が学校に充実を期待すること [保護者回答]



- 発達障害は、本人や保護者にとっても学習面等における困難が障害に起因することに気がつきにくいいため、必要な指導や支援につながらない場合があります。
- 都教育委員会は、これまで教員の発達障害に係る理解の促進に向けた研修などを進めてきましたが、発達障害の児童・生徒を適切な指導・支援につなげるためには、教員の理解にとどまらず、発達障害の児童・生徒やその保護者をはじめ、広く都民の理解を進めていくことが求められます。
- 発達障害の児童・生徒にとっては、必要な支援が、学校のみならず、保健・医療・福祉・労働など様々な関係機関、また、放課後の居場所である放課後子供教室^{*34}等においても同様に受けられることが重要です。

^{*34}放課後子供教室

区市町村を実施主体として、放課後や週末等に小学校等を活用して、全ての子供を対象に子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業



(1) 発達障害教育に係る理解の促進

発達障害に対する理解の促進と、都教育委員会における発達障害教育に係る施策の推進のため、小・中学校及び高校に在籍する児童・生徒やその保護者をはじめ、広く都民に対し、発達障害教育に関する説明会を実施します。

また、就学を控えた5歳児の保護者を対象としたパンフレットを作成・配布し、適切な就学と必要な指導・支援につなげるための理解を促進します。

さらに、区市町村職員や放課後子供教室等の活動に携わる関係者を対象とした理解促進のための研修を充実させるなど、放課後子供教室等における発達障害の児童・生徒の円滑な受け入れを支援します。

項 目	年 次 計 画				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
発達障害教育に係る理解の促進	説明会実施 パンフレット 作成・配布				
	放課後子供 教室等関係者 への研修				

